

## (3) 特許制度における出願人倫理 について

現在、適正な内容の特許権を早期に権利設定し、知的財産立国の実現に資することが国家目標となっている。その一方で、昨年、捏造データを含む特許出願の問題が大きく報道され、特許出願書類に記載された技術情報の信頼性に関する疑問の声が大きくなってきている。また、出願の係属のみを目的とした分割出願の利用等、手続きの早期完遂の観点から疑問なしとは言えない行為も散見される。ところで、どのような世界でも、構成員として守ることが望まれる道、すなわち、倫理規範というものがある。適正な内容の特許権を早期に設定し知的財産立国を実現するという観点から見れば、出願人の手続きの遂行にも望ましい在り方があるのではないだろうか。本研究は、このような問題意識から、特許制度の中でのメインプレイヤーとしての出願人による手続き遂行の在り方を探求し、他国の制度とも比較しつつ検討を行い、制度改正等の必要な措置について提言を行う。

### <検討メンバー>

◎岡田 吉美 特許庁特許審査第一部 光デバイス 審査官

船山 邦彦 凸版印刷(株) 法務本部コンプライアンス部 部長

飯島 歩 弁護士法人北浜法律事務所東京事務所  
弁護士・弁理士・NY州弁護士

清水 克則 三菱電機(株)知的財産渉外部 専任  
アシスタントマネージャー

須田 洋之 中村合同特許法律事務所 弁理士 パートナー

※◎は発表者。



# 特許制度における出願人倫理 について

平成19年5月30日  
IIP知財塾A班

1

## 「特許制度における出願人倫理について」

### 目次

- 1.本テーマ研究の背景と目的
- 2.望ましい姿
  - A).望ましい姿～4つの観点
  - B).迅速な審査への協力
  - C).望ましい姿の確立～ガイドラインの策定～
3. 具体的施策
  - A).技術情報の正確な開示
  - B).誠実な手続きの遂行
  - C).迅速な手続きの遂行
4. まとめ

2

## 1. 問題意識～検討の契機となった事例～

適正な内容の特許権を早期に権利設定し、知的財産立国の実現に資することが国家目標。このような観点から見たとき、下記の事例は問題として考えられるべきではないだろうか。

### 技術情報の開示に問題がある事例

捏造データを含む出願

### 自己の技術的貢献の示し方に問題がある事例

自明の公知技術を含むクレームの出願、知っている先行技術の隠匿

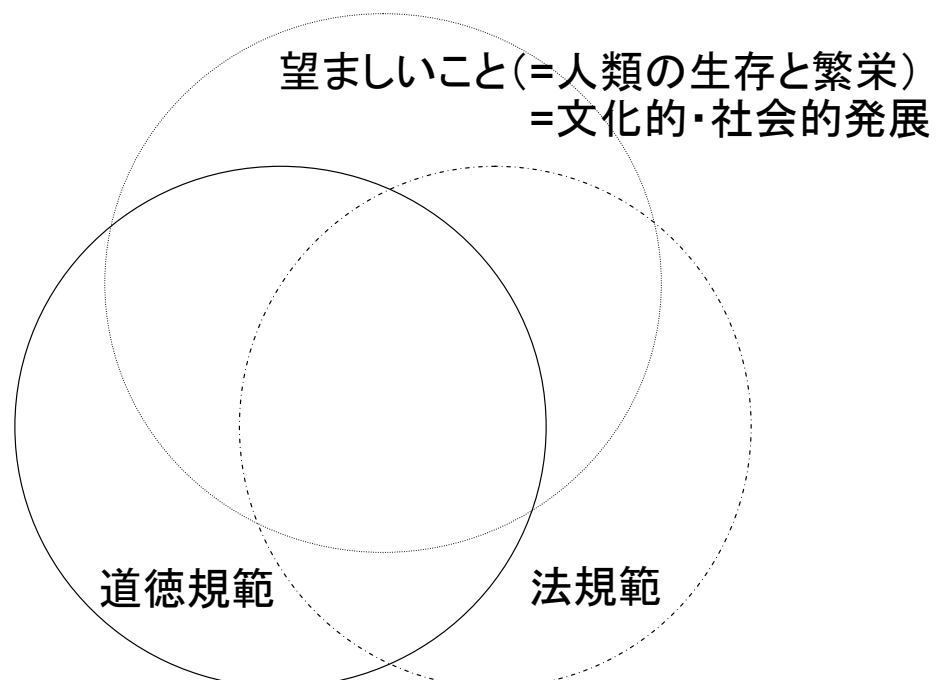
### 誠実でない手続き

出願の係属だけを目的とした分割出願、理解困難な翻訳

### 迅速な審査・審理に反する手続き

二重出願、外国出願の期間延長の利用  
PCT国際段階で指摘済み拒絶理由を包含するままの国内段階移行<sup>3</sup>

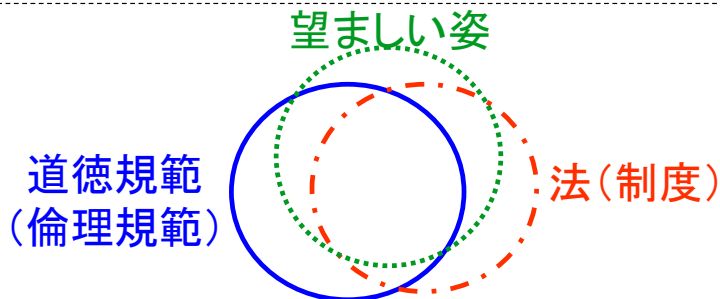
## 1. 法規範、道徳規範と望ましい姿



参考：ホセ・ヨンパルト＝金澤文雄『法と道徳』（成文堂，1976）78頁<sup>4</sup>  
林信雄『信義則法学』（ミネルヴァ書房，1976）61頁

## 1. 本研究テーマの目的 ～望ましい姿と制度設計を考える～

- 特許制度の趣旨を考えれば、望ましいあるべき姿が自ずと定まるではないか。それはどのようなものか。
- 望ましいあるべき姿＝道德規範(倫理規範)として確立されれば、安定的に望ましい姿が持続するのではないか。
- 道德規範(倫理規範)によるインセンティブが、経済的インセンティブ等に勝てないことがある。制度が、望ましい方向にインセンティブを与えない、ディスインセンティブを与える場合がある。このような場合を認識し、望ましい制度の在り方を検討する。



5

## 2A. 望ましい姿～4つの観点～

内 容 面	①技術情報の誠実な開示
	特許法第1条 この法律は、 <u>発明の保護及び利用</u> を図ることにより、 <u>発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与</u> することを目的とする。
手 続 面	②自己の技術的貢献(創作)の明確化
	特許法第29条 <u>産業上利用することができる発明をした者</u> は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。  特許法第2条 この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。
手 続 面	③誠実な手続きの遂行(信義則)
	④迅速な手続きの遂行

**2B. ①迅速な手続きの遂行**  
 ~迅速な審査に協力的であることは、出願人に求められるべきか?~

Q1. 出願人が迅速な審査に非協力的であると、権利化が遅くなって出願人が損をする。迅速な審査に協力的であることへのインセンティブは制度にビルトインされているという考え方は正しいだろうか?

→ **No!** 権利化が遅くなることにより出願人が得をすることも多い。  
 (他の許認可との大きな相違。特許権の価値はクレームに依存大)

- ・技術動向を見据えてクレームを確定できる。
- ・権利範囲を確定しなければ、競合他社への牽制に使える。
- ・権利化が遅ければ、特許年金負担が減らせる。

Q2. 「多くの出願人は迅速な審査を望んでいないから審査を遅くすべき」というロジックは、公共政策的に見て果たして正しいのだろうか。

**2B. ②審査戦略モデルのゲームの理論による考察**

全出願を審査する単純な制度を仮定。  
 出願人の選択肢: ①早期権利確定と、②先延ばし戦略。  
 先延ばし戦略→実施料Rを受領。相手方にはさらに監視負担C。

		出願人 B	
		早期権利確定	先延ばし戦略
出願人 A	早期権利確定	A : 0 B : 0	A : -R-C B : R
	先延ばし戦略	A : R B : -R-C	A : -C B : -C

相手がどのように行動する場合であっても、個人として合理的に行動する結果、全体としては最適な状態にはならない。  
 →いわゆる「囚人のジレンマ」型の戦略ゲームとなっている。

## 2B③. 迅速な審査～公共政策としての要請～

審査の迅速化は、出願人が望むからではなく、公共政策の観点から要請されるもの。

審査時期の選択の戦略ゲームは、囚人のジレンマになっているかも知れない。個々のプレーヤーにとって合理的な行動が、必ずしも全体としての最大の利益にはならない。

経済的には、特許権は強力な「規制」。出願中のものは「リスク」。最大産出のためには、リスクの軽減が必要。

(提言)

社会全体としての利益の最適化のためには、迅速な審査に協力的であることが倫理規範として確立されるべき。

9

## 2C. 望ましい姿の確立～ガイドラインの策定～

(提言) 望ましい姿を明らかにするために、「望ましい手続きの遂行の在り方ガイドライン(仮称)」を作成する。

### 基本要素

- ・ 技術内容の正確な開示(→3A)
- ・ 自己の創作(貢献)の明確化
- ・ 誠実な手続きの遂行(→3B)
- ・ 迅速な手続きの遂行(迅速な審査に協力的であること)(→3C)

### ガイドラインの内容を検討する際の考慮すべき視点

- 特許制度の趣旨を追究し、公共政策的見地から導出
- 特許権＝排他的独占権。→公共への影響が甚大
- 特許権＝マクロ経済学的にはリスク。最大算出のためには、将来的なリスクの軽減(迅速な審査)が必要。
- 審査の潜在的な困難性(技術的思想の創作という抽象的な保護対象。最先性、非容易想到性等の相対的・抽象的要件) 10

## 「特許制度における出願人倫理について」

### 3. 具体的施策

#### 3A. 技術情報の正確な開示

- ① 捏造データ出願の実態
- ② 捏造と予測できる実施態様の記載の区別
- ③ 諸外国の制度(米国、ドイツ)
- ④ 我が国法制の問題点
- ⑤ 捏造看破の困難性・非経済性と事後規制型社会
- ⑥ 他の行政法規における罰則規定との比較
- ⑦ 特許法第197条の改正提案

11

#### 3A①. 捏造データ出願の実態

●日経ものづくり2006年8月号89-92頁

Webサイト上でのアンケートを実施。

「所属する組織では、実施例の書き方は変わってきているか(一つだけ)」

- ・ 以前から架空データが多く、特に変わっていない。→11.8%.
- ・ 以前は実験結果に基づいて書いていたが、ここ数年は出願を急ぐため架空のデータを書くようになった。→3.4%

※合計15.2%が架空データを記載しているとの回答。

●平成18年4月27日朝日新聞夕刊1面

●知的財産国家戦略フォーラム(第2次提言 2002. 1. 10)項目47

●田倉整「権利活用のための最重要課題－明細書の信頼性を取り戻せ－」知財管理 Vol.50 No.1 (2000) 79-84頁

●中村宗知「特許情報及び特許における倫理」情報の科学と技術51巻12号(2001)619～623頁

●日経ものづくり2006年7月号228-229頁

接点交点～日経ものづくりブログから～「特許の常識は世間の非常識」

→「捏造」と「予測実施例」とが明確に区別されて議論されていない。

12



### 3A②. 捏造と予測できる実施態様の記載の区別

発明は、技術的思想。予想できる態様を記載しておくことは、否定されるべきではない。予想される態様の記載は、技術の開示内容を豊かにすることにもなる。このような記載が許されるのは、科学技術文献も同様。予測実施例(paper example)とデータの捏造とは明確に区別されるべき。捏造とは、事実でないことを事実として記載すること。

(参考) MPEP, 608.01(p)  
米国においても、paper example (prophetic example)は許容される。paper exampleは実際に行ったものとして記載してはならず、過去形を用いてはならない。

(提言) 捏造(虚偽記載)と予想実施例とが混同されている。→ガイドライン等で明らかにすべき。

13

### 3A③. 諸外国の制度～ 米国の制度～

特許出願の一部として宣言書 (declaration) の提出が義務。

該宣言書においては、「故意に虚偽の陳述を行った場合には米国法典第18編第1001条に基づき、罰金または拘禁、もしくはその両方により処罰され、特許の有効性について問題が生じることを理解した上で陳述が行われたこと宣言する」という記述がある。

予想された結果について過去形の時制を使用すると、不公正(inequitable conduct)とされ、権利行使が不能となる。

(Hoffmann-La Roche Inc. v. Promega Corp., 66USPQ2d1385(Fed.Cir.2003))  
服部健一「判比」発明100号62頁-65頁(2003)参照。

14

### 3A③. 諸外国の制度～ドイツの制度～

審査官には聴聞を強制して行う権限が付与されている(特許法第46条)。そして、出願人に真実を述べる義務が課せられている(特許法第124条)。刑罰は特許法ではなく刑法で規定されている(ドイツ刑法第153条(宣誓しないでする偽りの供述))。

審査官がデータの真実性を調査できるための法制度が担保されている。

#### ドイツ特許法第124条

特許庁、特許裁判所及び連邦司法裁判所での手続において、当事者は、事実問題についての自己の主張を十分に、かつ、誠実に表明しなければならない。

#### ドイツ特許法第46条

[1] 審査課は、いつでも関係人を呼び出して聴聞し、証人、専門知識を有する者及び関係人を宣誓させ又はさせないで尋問し、かつ、事案の解明に必要なその他の調査を行うことができる。(以下省略)

出典:特許庁ホームページ(<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/germany/pl/mokuji.htm>)

15

### 3A④. 我が国法制の問題点

(詐欺の行為の罪)

**第百九十七条** 詐欺の行為により特許、特許権の存続期間の延長登録又は審決を受けた者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

特許法197条の下で可罰的程度に達するには、

- ① 欺罔行為の程度が、通常の審査機関がその知識、経験または職務に基づく通常の注意を払うことによつて虚偽を看破できる程度を超えること、
  - ② 実際に審査機関が錯誤に陥ったこと、
- が必要。

**「①の客観的要件は満たすが②の主観的要件を満たさない場合」にも処罰できなければ、抑止力がない!**

16

### 3A⑤.捏造看破の困難性・非経済性と事後規制型社会

#### 実験データの捏造の看破の困難性と非経済性

・効果の予測性が困難な発明では、どのような実験結果もあり得る。知識から捏造を看破することは困難。

・実験データの捏造を捏造者の有する証拠を利用せず証明するには、追試しかない。→実験設備・熟練が必要。

・たとえ、実験設備を備えたとしても、先端技術では再現性が悪く、実験データの捏造が行われたことを追試で証明するためには、多くの試行錯誤が必要。

#### 捏造と誤った主張等との区別

実験結果に対する誤った解釈や予想される態様として誤りのあるものを記載したことは、捏造と区別されるべき。これらは、科学技術文献でも問題とならない。記載した人を咎めるべきではない。 17

### 3A⑤.捏造看破の困難性・非経済性と事後規制型社会

#### 「工業所有権審議会企画小委員会報告書～プロパテント政策の一層の深化に向けて～」(平成10年11月)工業所有権審議会企画小委員会

「詐欺行為罪(特許法第197条等)

特許庁における審査・審判は書面主義を採っている。詐欺行為の未然防止のためには、出願人より提出される書面の記載内容の真偽を一つ一つチェックをすることも一つの選択肢としてあり得るが、大量の書面が特許庁に提出されること、大半の書面は真正なものと考えられること、ユーザーからは迅速な処理が求められていること等を考慮すると、こうした事前規制型の選択肢の採用は現実的でない。

むしろ、大半の書面は問題がないことを踏まえれば、明らかに偽りの記載のあるものを除き、出願人の主張・記載は真実なものとの前提で特許庁における処理を進め、後に詐欺の行為があったことが判明した場合には厳罰で臨む方がより現実的である。

そのためには、詐欺行為に対する罰則が十分に抑止力をもったものであることが必要となるが、

- (a) 特許、実用新案、意匠、商標の出願割合の高い大企業においては、詐欺行為が規模の大きい法人の業務の一環として行われる可能性が高いこと
- (b) いったん詐欺行為により権利を取得した場合、法人がその権利を利用して獲得する利益は、個人の場合に比して、はるかに大きなものと考えられることから、工業所有権四法の詐欺行為罪に対する罰則に法人重課を導入することが必要と<sup>18</sup>考えられる。」

## 3A⑥. 他の行政法規における罰則規定との比較

法律名	罰条	処分の種類	手段	罰
特許法	197条	受特許、受審決、受延長登録	詐欺の行為により	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、両罰・法人重課(201条)
旧特許法 (昭和22年法律105号による改正)	130條	受特許、受審決、受判決	詐偽ノ行為ヲ以テ	3年・2萬圓
鉱業法	191条2号	受許可	詐偽その他不正の行為により	5年・50万・任意併科・両罰(194条)
卸売市場法	77条2号	受許可 (中央卸売市場)	偽りその他不正の手段により	2年・200万・任意併科・両罰(81条)
医師法	31条	受免許	虚偽又は不正の事実に基づいて	3年・100万・任意併科
家畜商法	12条2号	受免許	虚偽又は不正の事実に基づいて	2年・10万・任意併科
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	83条6号	受免許	偽りその他不正の手段により	1年・100万・両罰(88条)
建設業法	47条3号	受許可	虚偽又は不正の事実に基づいて	3年・300万・任意併科・両罰(53条)
宅地建物取引業法	79条1号	受免許	不正の手段によつて	3年・100万・任意併科・両罰(84条)
不動産の鑑定評価に関する法律	56条1号	受登録	偽りその他不正の手段により	1年・100万・任意併科・両罰(59条)
河川法	105条4号	受許可	詐欺その他不正な手段により	30万・両罰(107条)
公有水面埋立法	39条2号	受免許	詐欺ノ手段ヲ以テ	2年・50万・両罰(41条ノ2)
銃砲刀剣類所持等取締法	31条の6	受許可	偽りの方法により	10年・200万・任意併科・両罰(37条)
道路運送車両法	107条1号	受許可	詐偽その他不正の手段により	1年・50万・任意併科・両罰(111条)
植物防疫法	39条3号	受検査	不正行為	3年・100万・両罰(42条)
社会保険労務士法	32条の2第1号	受登録	偽りその他不正の手段により	1年・100万
法人税法	159条	免脱・受還付	偽りその他不正の行為により	5年・500万(スライド制)・任意併科・両罰(164条) 19

棚町祥吉『行政刑法』(立花書房、1974)20-26頁をもとに作成。

## 3A⑥.(補足)「詐欺」と「詐偽」

林修三他編「法令用語辞典<第五次改訂版>」(学陽書房、1976)281頁

「詐偽 真実でないこと、偽りのこと。」

「詐欺 他人をだまして錯誤に陥れる行為」

「『詐偽』との差は、必ずしも明らかでないが、『詐偽』の用語は、通例『詐偽その他不正の方法により』などと、手段、方法の形容詞として、単に『うそ、いつわり』という程度の意味を表す用語として用いられているのに対し、『詐欺』は、1つの完成した行為、つまり相手方を錯誤に陥れるということまでを含んだ観念として通例用いられているといえよう。もっとも、詐欺の語を上記の詐偽と同様の意味に用いた例もある(身体障害者福祉法47等)。」

内閣法制局法令用語研究会編「法律用語辞典」(有斐閣、1997)542頁

「詐偽 法令用語改善要領では『偽り』と書き表すこととされている。」

身体障害者福祉法(現行)

第四十七条 偽りその他不正な手段により、身体障害者手帳の交付を受けた者又は受けさせた者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。←「詐欺」を「偽り」に改正した。

### 3A⑦. 特許法第197条の改正提案

#### ●他の行政法規の罰則と比較しての問題

「詐欺とは人を欺罔して錯誤に陥らせる行為をいう。他の行政罰則にみられる偽りその他不正の行為あるいは手段（所得税法238条、道交法117条の3等）とは異なり、相手方の欺罔が要件であるから、相手方と共謀した場合や贈賄による場合等は本条は成立しない。立法技術上問題であろう。」（下線加筆）

原田國男「特許法・実用新案法・意匠法・商標法」 莊子邦男他編『注釈特別刑法第5巻Ⅱ』（立花書房，1984）180-181頁

#### ●主観的要件の問題の解決

「詐欺の行為により」から「偽りその他不正の手段により」と規定することにより、主観的要件を構成要件とする問題は解決されるのではないか。

**（提言）特許法197条を下記のように改正する。**

第百九十七条 偽りその他不正の手段により特許又は審決を受けた者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

### 3B. 誠実な手続きの遂行

**（提言）信義誠実則という基本原則を法律上で明文化すべき。**

#### 条文案

（審査・審判手続きの基本原則）

一条の二 特許庁長官、審判長、審判合議体、審査官は、審理、審査等の手続きが公正かつ迅速に行われるように努め、当事者は、信義に従い誠実に手続きを進行しなければならない。

#### （参考）民法抜粋

（基本原則）

第一条 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。

2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。

3 権利の濫用は、これを許さない。

#### （参考）民事訴訟法抜粋

（裁判所及び当事者の責務）

第二条 裁判所は、民事訴訟が公正かつ迅速に行われるように努め、当事者は、信義に従い誠実に民事訴訟を進行しなければならない。

22

## 「特許制度における出願人倫理について」

### 3. 具体的施策

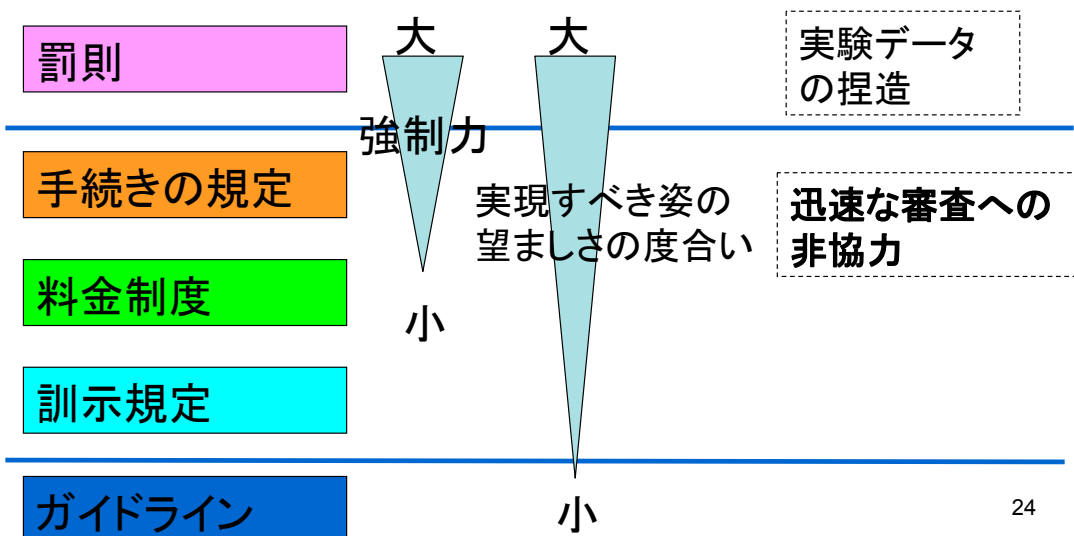
#### 3C. 迅速な手続きの遂行

- ① 迅速な手続きの遂行へのインセンティブ付与
- ② 審査官から出願人へ説明等を求める制度
- ③ 特許維持料金制度
- ④ 応答期間の延長料金制度

23

#### 3C①. 迅速な手続きの遂行へのインセンティブ付与

審査の遅延≠出願人の損失。逆に、利益になることも多。  
 審査の迅速化・知財立国の実現のために、出願人に望ましい方向  
 (迅速な審査への協力)へのインセンティブを与えるよう(少なくとも  
 ディスインセンティブを与えないよう)制度設計すべき。



24

### 3C.② 審査官から出願人へ説明等を求める制度

特許法第194条(書類の提出等)

特許庁長官又は審査官は、当事者に対し、審判又は再審に関する手続以外の手続を処理するため必要な書類その他の物件の提出を求めることができる。

↑一種の釈明権のようなもの。

#### 現行制度の問題点

強制力なし。

拒絶査定をしても、審判段階で証拠提出・特許化可能。  
→権利化遅延を望む出願人は、審査官の求めに無回答。

(提言)

(拒絶査定不服)審判において、時期に遅れた新たな事実の主張、証拠の提出は職権で却下できるように改正。

25

### 3C.②時機に遅れた攻撃防御～民事訴訟法の規定

#### 民事訴訟法

(攻撃防御方法の提出時期)

**第一百五十六条** 攻撃又は防御の方法は、訴訟の進行状況に応じ適切な時期に提出しなければならない。

(時機に後れた攻撃防御方法の却下等)

**第一百五十七条** 当事者が故意又は重大な過失により時機に後れて提出した攻撃又は防御の方法については、これにより訴訟の完結を遅延させることとなると認めるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、却下の決定をすることができる。

2 攻撃又は防御の方法でその趣旨が明瞭でないものについて当事者が必要な釈明をせず、又は釈明をすべき期日に出頭しないときも、前項と同様とする。

26

### 3C ②. 時機に遅れた主張・証拠の提出～外国の制度

#### 欧州

##### EPC 第114条

Examination by the European Patent Office of its own motion

(1) (略)

(2) The European Patent Office may **disregard facts or evidence** which are **not submitted in due time** by the parties concerned.

#### 米国

最終拒絶後は、new issue の提起を原則禁止。

“a showing of good and sufficient reasons why the affidavit or other evidence is necessary and was not earlier presented”

37 CFR 1.116, 37 CFR 41.33, MPEP 714.12, 714.13, 1206参照。

27

### 3C.②米国の審査官から出願人に説明を求める制度

(規則1.105、MPEP704.10～704.14(d)を参照)

米国では規則1.105に基づき、審査官その他の職員は、期間を指定して出願人等に情報の提供を求めることができる。

(1) 求められる情報の例

- ① 補正についての当初明細書での裏付けの説明
- ② 同一出願人の類似の発明についての他の出願の同定
- ③ 継続出願で何処を変えたのかの情報
- ④ 一部継続出願と原出願の出願日との間に引用例がある場合に、何が加えられたかの説明
- ⑤ クレームが明細書のどこに開示されているかの説明
- ⑥ クレームに記載された事項とその作用に関する説明

(2) 法律上の効果

出願人が期間内に**応答しなかった場合及び応答しても内容が不十分だった場合には、出願は放棄したものとみなされる。**

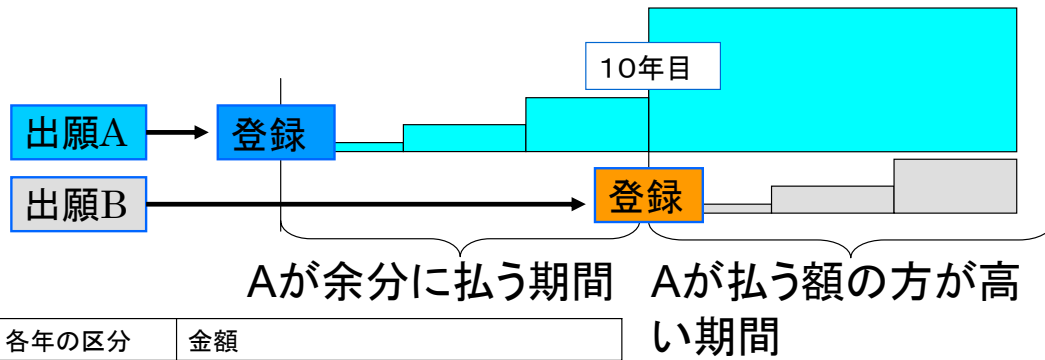
(3) 情報の求め方

情報の求め方としては、①専用の通知を出すことも、②拒絶通知の中で求めることも可能。

28



### 3C ③. 特許維持料金制度の在り方



各年の区分	金額
1～3年まで	毎年2,600円+200円×請求項数
4～6年まで	毎年8,100円+600円×請求項数
7～9年まで	毎年24,300円+1,900円×請求項数
10年以降	毎年81,200円+6,400円×請求項数

#### 問題点

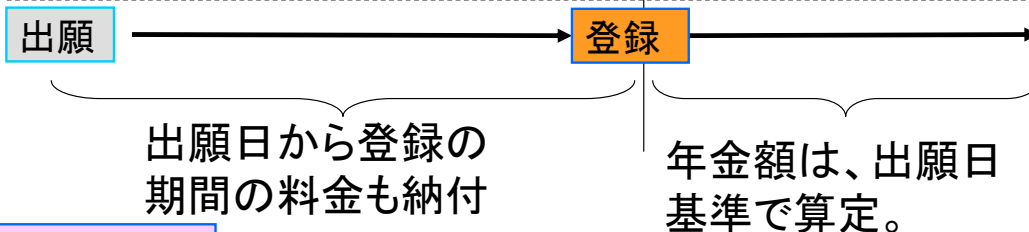
現行の特許年金制度は、遅い権利化にインセンティブ  
(早期権利化へのディスインセンティブ)

29

### 3C.③ 特許維持料金制度の在り方

#### (提言)

総料金額が権利化の時期に依存しない料金制度の導入。  
料金の額は出願日を基準に決定。  
権利化時に、出願日から登録日の期間分も含めて納付。  
今まで早期に権利化していた人は今より安く、遅かった人は今より高く、平均的な人は変わらないような料金設定。



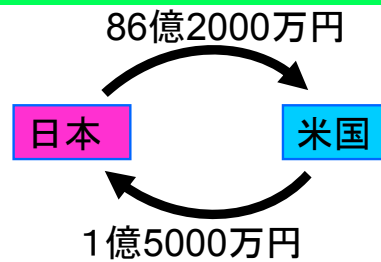
#### 料金の根拠

特許の価値は、登録年よりも出願年に依存。  
出願から登録の間にも、補償金請求権が発生。

30

### 3C.④ 応答期間の延長料金制度

日本	1月 ￥ 2,100(3回まで可)
米国	1月 \$ 120(約¥14,100)
	2月 \$ 450(約¥52,900)
	3月 \$ 1,020(約¥119,800)



2005年の出願が全て3月の期間延長をするものとして算出。

		拒絶理由応答期間	延長期間	延長料金体系
日本	国内居住者	通常60日	原則不可(謄本、抄本の複写請求時に23日)	
	在外者	通常3月	3月	固定額
米国		通常3月	通常3月(最大6月)	1月毎に累加額
EPC		通常4月	2月	1月毎に累加額
韓国		通常2月	1回の請求につき1月, 請求回数無制限	1月毎に累加額
中国		通常4月	最大2月	1月毎に均等額

産業構造審議会知的財産政策部会「特許制度の在り方について」(平成18年2月)より

**(提言)** 外国出願の早期処理のために、  
応答期間の期間延長料金に累進制を導入。

31

## 4. まとめ

- 望ましい出願人の手続きの遂行の在り方として、①正確な技術情報の開示、②自己の技術的貢献の明示、③誠実な手続きの遂行、④迅速な審査への協力が、特許制度の趣旨・原理等から導かれる。
- 上記の点を明確すべく、ガイドラインを策定する。
- 信義誠実則という基本原則を特許法上で明文化する。
- 特許法第197条を改正する。また、何が捏造・虚偽に当たるのかガイドライン等で明確化する。
- 審査が遅くなることが出願人の利益になることも多いことを認識し、知財立国を実現するために、出願人に対して迅速な審査へ協力する方向にインセンティブを与え、ディスインセンティブをなくすように制度設計する。
- 時期に遅れた事実の主張・証拠の提出を制限する。
- 特許維持料金、期間延長の料金の制度を改正する。<sup>32</sup>